

デイサービスセンターおうようかん 指定通所介護・指定相当通所型サービス 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社鷹揚館が開設する『デイサービスセンターおうようかん』（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業および大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護・要支援状態等にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活上の援助及び介護、機能訓練を行い心身機能の維持を図り、家族の身体及び精神的な介護に関する負担を軽減し、利用者の在宅生活の維持を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」「大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 サービスの提供にあたっては、介護保険法（以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定を遵守し法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンターおうようかん
- 二 所 在 地 秋田県大仙市佐野町3番41号
- 三 事業単位 通所介護・指定相当通所型サービス

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 通所介護・指定相当通所型サービスに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため他の職種と

も連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行うものとする。

三 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、それぞれの利用者に応じて計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

四 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック、入浴・食事・排泄等の介助、及び機能訓練を行うものとする。

五 介護職員 3名以上

介護職員は、入浴、食事、排泄等の介護及び日常生活上の世話をを行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日は、月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日とする。

(ただし、12月31日から1月3日は除く)

二 営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。

三 サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

通所介護・指定相当通所型サービスは、25名とする。

(サービス提供の留意事項)

第7条 事業所の留意事項は次のとおりとする。

一 事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。また、要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

第8条 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

3 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成し、利用者に交付するものとする。

4 事業所は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を観察記録に記載する。

(事業の内容及び料金その他の費用)

第9条 事業の内容は次のとおりとする。

事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準および大曲仙北広域市町村圏組合が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 一 入浴サービス
- 二 昼食サービス
- 三 生活指導（相談・援助等）
- 四 レクリエーション
- 五 機能訓練
- 六 健康チェック
- 七 送迎

- 2 料金は「デイサービスセンターおうようかん重要事項説明書」の利用料金項目に記載されたものとする。
- 3 事業者は、前項の支払いを受ける額の他、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを利用者から受け取るものとする。
- 4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は大仙市、仙北市、美郷町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用に当たり、体調不良等によってサービス利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

- 第12条 サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者または火気・消防等についての責任者を決め、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した通所介護に関し、法第76条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理)

第20条 当事業所は、施設、食器等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症対策委員会をおおむね6月に1回以上、定期的で開催し事業所に必要な対策を講じる。(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。) その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとする。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針をもって、平常時及び発生時の感染症対策を行う。平常時は事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等、発生時の対応としては、発生状況の把握、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告を行う。また、感染症発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制を整備する。

4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。年1回以上、定期的に感染症対策研修を行い感染症対策に関する知識を得ることを目的とした措置を講ずるものとする。また、平時から実際に感染症が場合を想定し、発生時の対応について、年1回以上定期的に訓練を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容に盛り込むものとする。

3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社鷹揚館代表と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

4 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。